本路線は、本地区と蒲郡市の中心部を結ぶ重要路線であるとともに、本路線と交差する国道１号を介して、西は岡崎市の中心部に、東は東三河地域の中心都市である豊橋市に至る、本地域にとって必要不可欠な幹線道路である。

また、本地区には、学校法人岡崎学園人間環境大学、岡崎市立本宿小学校等の教育施設も立地しており、本路線は地域住民の通勤、通学、消費活動等のための生活道路としても重要な役割を果たしている。

しかしながら、本路線のうち本地区内の延長3,500ｍの現道区間は、縦断勾配が最大７％と急勾配な箇所が存在することや、曲線半径が150ｍに満たない屈曲部が存在し、大型車同士の離合が困難な箇所もある。

また、慢性的な渋滞や事故の多発で機能低下している高速自動車国道第一東海自動車道（以下「東名高速道路」という。）との交通機能の分担を図り、発生が予測されている東海地震などの大規模災害時には東名高速道路の代替路・緊急輸送路となる、高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（以下「第二東名高速道路」という。）の整備が中日本高速道路株式会社により平成27年３月の完成に向けて進められているところである。第二東名高速道路では、本地区内における岡崎市樫山町地内において額田インターチェンジ（仮称）が計画されており、本路線が連結予定施設に位置付けられていることから、今後自動車交通の増加が予想されるものである。

本件事業の完成により、良好な線形を有する４車線道路の整備が図られ、第二東名高速道路の完成により増大が予想される交通量に対処できるとともに、本地区の幹線道路としての安全かつ円滑な交通の確保が可能となるものである。また、本地区から第二東名高速道路の利用が可能となることから、大都市圏へのアクセス性の向上が図られ、本地区の自動車交通の高速化及び定時性が確保され、地域の産業・経済の発展に寄与するものである。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で環境への影響の検討を行ったところ、騒音、振動及び大気質について環境基準等を満たすものと判断されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

⑵　失われる利益

起業者が行った調査によると、本件事業の全体計画区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）等により、起業者が保護のため特別な措置を講ずべき動植物、文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業のうち、岡崎額田バイパスは、本地区の安全かつ円滑な交通の確保と広域交通ネットワークの確保を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第３種第２級の規格に基づく４車線の道路を建設する事業であり、額田インターアクセス道路は、第二東名高速道路の額田インターチェンジ（仮称）のＡ規格ランプとして２方向分離２車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業のうち岡崎額田バイパスの事業計画は、平成19年４月６日に都市計画決定された３・４・40都市計画道路本宿樫山線と法面部及び交差点の隅切部を起業地に含めた事を除き整合しているものである。額田インターアクセス道路のルートについては、市道沿いを市道に平行して通過する土地の改変が少ない現道沿いルート案（以下「申請案」という。）のほか、市道北側を通過する最短ルート案、市道南側を通過する最長ルート案の３案をもって検討が行われている。申請案を他の２案と比較すると、改築工事に必要な土地の面積及び工事施工時の土工量が最も少なく、工事施工が容易であり、事業費が最も安価であるなど、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道には急勾配な箇所や屈曲部が存在するため、安全かつ円滑な交通の確保がされていない状況である。併せて現在整備が進められている第二東名高速道路の施行に伴い、本地区に建設予定である額田インターチェンジ（仮称）と本地区との連絡を図るもので、高速自動車国道の供用に合わせる必要がある。

また、地元市の長からなる国道473号整備促進協議会及び新東名高速道路建設促進協議会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　愛知県岡崎市役所

第６　収用の手続が保留されている起業地　愛知県岡崎市本宿西１丁目、本宿西２丁目、本宿町字城下、字森本及び字東片山地内

○建設省告示第八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所	
四十二号	地先熊野一八市有四番五まで	一三〇番三から同市有馬町字上〃	勢中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○建設省告示第八十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月三十一日から二週間中部地方整備局及び同局北勢国道事務所においてー般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

中部地方整備局長　富田　英治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十五号

(三)　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
亀山市加太中在家字尾草七六〇三番一地内	〇・〇〇メートル～四・三〇メートル	〇・〇三五キロメートル

(四)　指定する期日　平成二十三年三月三十一日